

令和3年度奈良地方最低賃金審議会  
第1回 奈良県自動車小売業最低賃金専門部会  
議事録

開催日時 令和3年9月28日（火）午後1時28分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	杵崎のり子、下山 朗、山口宣恭
労働者代表委員	鳥尾将人、東久保雄樹、吉野知樹
使用者代表委員	今村賢明、上村賢司、大谷 進
事務局	恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

2 審議事項

- (1) 専門部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 運営規程等について
- (3) 専門部会の進め方について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 関連資料について
- (6) 関係労使からの意見聴取について
- (7) 最低賃金額等の審議について
- (8) その他

### 3 主要経過・審議結果

#### 【上林補佐】

それでは、これより「第1回奈良県自動車小売業最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。本日の審議会は、「公開」として開始します。

まず、定足数の確認でございますが、本日は委員全員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規程による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

#### 【藤本室長】

本日は、第1回の専門部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行といたしまして、事務局で担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、労働基準部長の恒吉よりご挨拶を申し上げます。

#### 【恒吉労働基準部長】

労働基準部長の恒吉でございます。本日はご多用のところ、ご出席くださいますようお願いいたします。

本年度第1回専門部会の開催に当たり、皆様におかれましては、専門部会委員へのご就任を快諾いただき、改めて御礼を申し上げます。

さて、「自動車小売業」の最低賃金につきましては、7月6日に金額改正の申出があり、8月5日開催の奈良地方最低賃金審議会におきまして、改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。

公益委員をはじめ労使委員の皆様におかれましては、限られた時間の中でご負担をおかけしますが、「自動車小売業」の最低賃金額を奈良県の実情に応じてご審議くださいますようお願い申し上げます。

特定最低賃金につきましては、地域別の最低賃金とは異なり、労使のイニシアティブにより決定されるべき性格のものである点をご考慮いただき、全会一致でご意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 【藤本室長】

それでは、続きまして、奈良県自動車小売業最低賃金専門部会委員をご紹介します。お手元の資料No.1「専門部会委員名簿」をご覧ください。名簿読み上げさせていただきます。ご紹介とさせていただきます。

公益委員	杵崎のり子委員、下山朗委員、山口宣恭委員。
労働者側委員	鳥尾将人委員、東久保雄樹委員、吉野知樹委員。
使用者側委員	今村賢明委員、上村賢司委員、大谷進委員。

以上でございます。委員のみなさま、よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「専門部会長及び部会長代理の選出について」に入りたいと思います。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法の定めるとこ

ろによりまして、「公益を代表する委員の中から委員が選出する。」ことになっております。

このことにつきまして、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(意見なし)

特にご意見がないようでございますので、事務局からの提案といたしまして、部長は下山委員に、部会長代理は杵崎委員にお願いしてはと考えておりますが、いかがでございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。そうしましたら、下山委員、杵崎委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

**【下山委員】**

承知いたしました。

**【杵崎委員】**

承知いたしました。

**【藤本室長】**

はい。ありがとうございます。

それでは、部会長は下山委員に、部会長代理は杵崎委員にお願いすることといたします。

そうしましたら、以後の議事進行につきましては、下山部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【下山部会長】**

はい。皆様よろしくお願いいたします。部会長を務めることになりました下山でございます。公平に意見を聞きながら、進めていきたいと思っておりますので、審議にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事を進行していきたいと思っております。議題(2)「運営規程等について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

**【藤本室長】**

はい。それでは、「運営規程の改正案」と、「傍聴規程」についてご説明させていただきます。

まず、運営規程の改正案でございます。資料No.2をご覧くださいと思います。

各労働局では、地方最低賃金審議会の運営規程というものを作成いたしまして、審議会を運営しているところでございますが、各専門部会も本審と同様に、運営規程を作成し、運営しているところでございます。

資料No.2の1ページと2ページは、令和元年9月に改正されました現行の運営規程でございます。

3 ページと 4 ページが新旧対比表となっておりまして、右側が現行の規程の内容、左側の赤字箇所が改正案の内容でございます。5 ページと 6 ページは、改正内容の溶け込み版となっております。

本件運営規程を改正する理由、内容は 2 つございます。

1 つ目ですが、専門部会は本来、委員の皆様方にこの会場までご参集いただきまして開催するものでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、万が一の場合にあっても、リモート形式により専門部会を開催できるよう、その根拠を規定するものでございます。

改正内容である運営規程の第 4 条を読み上げます。

「第 1 項 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）と、を利用する方法によって会議に出席することができる。

第 2 項 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。」以上でございます。

また、改正の理由、内容の 2 つ目でございますが、専門部会は従来、審議会令第 3 条第 7 項の「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」という規程に基づきまして、当該年度内の本審において、「専門部会を解散する」旨議決を行ってきたところでございますが、令和元年度における特定最低賃金専門部会が、当該年度内の本審、具体的には令和 2 年 3 月開催予定だった本審になるのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため開催中止になってしまい、令和 2 年度の第 1 回本審で「令和元年度の専門部会の廃止を議決する」という事態に陥ってしまいました。

そこで、このような事態にならないため、新規に、「専門部会の廃止」規程を運営規程第 9 条に盛り込むことといたしました。これにより、専門部会は当該最低賃金の異議申出期間の満了を持って廃止することになります。

なお、この新条分の挿入により、既存の第 9 条以後の条文を、後ろに 1 条ずつずらすことに改めます。

新しい運営規程第 9 条を読み上げます。

「専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」以上でございます。

引き続きまして、資料 No. 3 をご覧ください。これは、奈良県自動車小売業最低賃金専門部会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、昨年度と同様でございますが、変更点はございません。

内容の変更を提案しております「運営規程の改正案」につきまして、ご審議をお願いいたします。以上でございます。

### 【下山部会長】

はい。ありがとうございます。それでは、事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

(意見なし)

特にご意見がないようですので、「運営規程の改正案」につきましては、これを「承認」することとし、お手元の資料No.2の「案」を削除し、附則の施行期日を本日「令和3年9月28日」とご記入ください。

それでは、議題（3）「専門部会の進み方について」に入りたいと思います。

専門部会では、特定最低賃金の金額審議を行います。特に金額審議の際には、各委員間の率直な意見交換が行われることが重要です。

奈良県自動車小売業最低賃金専門部会・運営規程の第6条では、専門部会は原則「公開」となっておりますが、運営規程第6条但書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、「非公開」にすることができるとされております。

開始からここまでの議事進行は、「公開」で行ってきましたが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため、運営規程第6条但し書き適用し、「本日この後に、もし『金額審議』をするなら当該『金額審議』以降の審議及び今後開催する専門部会」は全て「非公開」にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

はい。ご意見はないようですので、「本日この後に、『金額審議』をするならば『金額審議』以降の審議及び今後の専門部会は「非公開」といたします。よろしく申し上げます。

また、運営規程第7条第2項より、「金額審議以降」の議事録は「非公開」にいたします。

なお、議事録は「非公開」ではありますが、作成する必要はありますので、運営規程第7条第1項に基づき、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに労働者側は、鳥尾委員お願いします。使用者側は、今村委員お願いします。

次に、金額審議の進め方ですけれども、「公益委員と労働者側委員」「公益委員と使用者側委員」というように個別審議で行いたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、例年どおり「個別審議」で進めさせていただきます。

次に議題（4）ですが、「専門部会の審議日程について」でございます。これについて、事務局から説明お願いいたします。

#### 【藤本室長】

それでは、令和3年度の自動車小売業最低賃金専門部会の審議日程をご説明させていただきます。

机上配布しております奈良県特定最低賃金専門部会等の開催日程（案）をご覧ください。

事前に、委員の皆様方のご予定を確認させていただき、例年に倣いまして、年内の発効を目指して、できるだけ多くの委員の皆様がご出席可能な日を、ということで、（案）を作成いたしました。

日程は、本日9月28日から10月20日までの間に、予備を含めて計4回の開催予定となっております。具体的には第1回目は、本日、第2回目は、10月5日(火)午後3時、第3回目は、10月12日(火)午前10時、第4回目は、10月20日(水)午後3時でございます。

委員の皆様におかれましては、タイトなスケジュールでのご審議になりますが、この(案)でご審議を進めていただけるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、委員の皆様のご都合のほか、他の特定最低賃金の専門部会の開催予定からも、非常に申し訳ございませんが、お示しの(案)以外の日の開催というのは困難な状況になっておりますことを申し添えます。

専門部会で結論に至りましたら、部会報告をとりまとめ、他の部会報告と一緒に、10月28日(木)午後1時30分開催予定の第5回(通算第496回)本審で報告する運びとなります。

ここで、奈良労働局長あてに、自動車小売業最低賃金の改正額の答申をいただければ、11月12日(金)までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、11月15日(月)午前10時開催、第6回(通算第497回)本審である異議審にてご審議いただき、そこで答申をいただければ、官報公示の手続きを経まして、12月29日(水)の発効予定となります。以上でございます。

#### 【下山部会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、事務局(案)の日程で、今後の審議を進めていきたいと思っております。タイトな日程でございますが、よろしくお願いたします。

次に、議題(5)「関連資料について」の審議に入ります。事務局よろしくお願いたします。

#### 【藤本室長】

はい。それでは、ご説明させていただきます。

まず、本日の専門部会の開催に至るまでの経過でございますが、資料No.4「申出書」にございますように、令和3年7月6日に申出書が提出されましたので、令和3年7月19日開催の本審におきまして、奈良労働局長から「改正の必要性の有無」につきまして諮問をさせていただきました。

そして、8月5日開催の本審におきまして、「改正の必要性有り」とのご答申をいただきましたので、同日、資料No.5「奈良県特定最賃の改正決定(諮問)」にございますように、特定最低賃金の金額改正の諮問をいたしまして、具体的な金額審議につきましては、各専門部会に付託することに決まった次第でございます。

それから、資料No.6でございます。今年の6月に行いました最低賃金に関する基礎調査の結果でございます。

まず、1ページの「調査概要」をご覧ください。「調査地域」は、奈良県全地域、「調査事業所」は、製造業におきましては、100人未満の常用労働者を雇用する民営事

業所から、一定の方法により抽出した事業所。

「調査労働者」は、調査事業所に雇用される労働者で8, 515人。

「調査対象月」は、令和3年6月分の給与(6月々切分)を対象としてございます。

次に、3ページに「令和3年最低賃金基礎調査結果」と題しまして、改正諮問をいたしました3つの産業の賃金分布の特性値を掲載しております。

その次の4ページですが、「最低賃金基礎調査結果の推移」と題しまして、5年分の賃金分布の特性値の推移をグラフ化したものでございます。

5ページには、「参考」といたしまして、賃金分布の特性値の説明を掲載してございます。

次の6ページですが、「奈良県特定最低賃金適用業種の実態調査結果一覧表」としまして、賃金階級別の労働者数を掲載してございます。

7ページから8ページは、現行の最低賃金に対する未満率と、時間額ごとの影響率及び引上げ率について、過去4年分を一覧表に取りまとめたものでございます。

9ページは、未満率と影響率の算出方法の説明でございます。

そして最後の10ページ、11ページの「総括表」でございまして、今ご説明いたしましたそれぞれの表を作成するための、元となった数字をとりまとめたものでございます。

次に、資料No.7でございます。これは「賃金構造基本統計調査の関係資料」でございます。

資料No.8、各種関連指表を一覧表にしたものでございます。1番左側の表は、令和3年度版最低賃金決定要覧をもとに、事務局でとりまとめた「2020年度地域別最低賃金額」の一覧でございます。

次は、各都道府県人事委員会がとりまとめた「2020年度1人世帯及び4人世帯の1ヶ月あたりの標準生計費」の一覧でございます。

次は、総務省統計局がとりまとめた「2020年度勤労者世帯の消費支出」の一覧でございます。

次は、同じく総務省統計局がとりまとめた「2020年度勤労者世帯の実収入」の一覧でございます。

次は、内閣府経済社会総合研究所がとりまとめた「平成30年度の1人当たりの県民所得」の一覧でございます。

次は、経済産業省の「平成30年の工業統計表・地域別統計表」をもとに、奈良県総務部知事公室統計分析課がとりまとめた「1事業所当たりの製造品出荷額等」の一覧でございます。

一番右端の表は、総務省の平成27年国勢調査報告をもとに、同じく奈良県総務部知事公室統計分析課がとりまとめた「県外就業率」の一覧でございます。

資料No.9でございます。近隣府県を縦軸に置き、「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労者世帯の消費支出」、「④勤労者世帯の家計実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑧企業規模計の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業・⑪第2次産業・⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。

奈良県の置かれている状況が一目見て分かる資料となっております。

なお、それぞれの統計資料の出所は、各項目の下の欄のところに記載のとおりでございます。

資料No.10でございますが、総務省統計局がとりまとめました消費者物価指数で「全国の2021年7月分」と「奈良市の令和3年7月分」でございます。

資料No.11ですが、日本銀行調査統計局がとりまとめました「企業物価指数（2021年8月速報）」でございます。

資料No.12は、令和3年8月に発表されました「月例経済報告」でございます。

資料No.13は、日本政策金融公庫総合研究所が公表いたしました「中小企業概況調査（2021年8月）要約版」でございます。

資料No.14、日本銀行大阪支店が2021年9月に公表いたしました「関西金融経済動向」でございます。

資料No.15、「奈良県経済の概況・経済指標」でございます。

この資料は、一般財団法人南都経済研究所さんが発行しております「ナント経済月報9月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

資料No.16は、近畿財務局奈良財務事務所が公表いたしました「法人企業景気予測調査令和3年7～9月期調査」でございます。

資料No.17は、「2021年春闘要求妥結状況」でございます。

資料No.17-1は、日本労働組合総連合会様から発表されたもの。

2は、日本経済団体連合会様から発表されたもの。

3は、奈良経済産業協会様からご提供いただいた資料をつけさせていただいております。ご協力ありがとうございます。

資料No.18でございますが、「奈良県の一般職業紹介状況（令和3年7月分）」でございます。

資料No.19、「特定最低賃金設定状況」でございます。全国の自動車小売業に係る特定最低賃金額を平成30年から令和2年までの分を取りまとめたものでございます。

以上でございます。

## 【下山部会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

特に質問等がないようですので議題（5）「関連資料について」を終了といたします。

それでは、議題（6）「関係労使からの意見聴取について」の審議に入ります。

本年度は、事前に、本審の伊東会長から運営小委員会も含めてですけれども、いくつか議論に上った点がございます。

それが3点ございまして、1つ目が各々の業界の現状について（単純な思惑や感想ではなく、できれば何らかのデータに基づくもの）、2つ目が各々の業界の奈良県下における位置づけ、3つ目が各々の業界の将来性についてということです。

労使双方からなにがしかの資料・データを用いて説明してもらいたいとご意向がございました。これはご参加いただいた委員の方はご存知かと思えますし、事務局を通して、あらかじめ労使双方にお伝えしているかと思えます。

労使各側から代表してお1人ずつご意見伺っていきたいと思えます。

なお、ご質問につきましては、労使双方がご意見を述べていただいた後に、まとめ



てお聞きしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回は改正の申出という手順がありますので、労働者側からご意見ご説明を賜りたいと思ひますけども、よろしくお願ひします。

### 【吉野委員】

すみません。失礼します。

日本経済は、2020年度の名目成長率が▲3.9%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が▲4.6%となるなど厳しい状況にある。政府は「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さも増している」としている。一方で、政府の緊急事態宣言などにより人や企業の活動が大きく制限され、2020年5月を中心に大きく落ち込んだ自動車業界だが、2020年の四輪国内販売は460万台となった。その内訳は、登録車が248万台、軽自動車が133万台、トラック・バスが79万台。しかしながら2021年6月の販売台数は37万台となり、この内、登録車は20万台、軽自動車は10万台、トラック・バスが7万台となった。生産が追いついていないという懸念点はあるが現在自動車販売全体としては回復している。

奈良県の経済動向は、各機関の景気基調判断から見ても持ち直しの動きがみられるとされている。その中で自動車産業の状況を見ると、就業人口のおよそ一割弱を占める国内の主要産業であり、奈良県においても年間商品販売額を産業小分類別に見ると、「各種食料品」に次ぐ第2位になっており、構成比では10%を超えている。この状況からも奈良県経済における重要な役割を担っていると言える。

また新車販売台数は昨年5月から伸びており、奈良県において自動車の需要はあると言える。背景には新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、人との距離が意識されるようになり自動車移動、通勤ツールとして見直されている事が考えられる。奈良県においての自動車は生活の一部である。

自動車業界は100年1度の大変革期とも言われており、自動車のデジタル化、自動運転に伴う高度な整備技術を持った人材、従来からは想像できないくらい高機能になっている自動車の特性、特徴を消費者に分かりやすく説明をする必要も出てきており、これらの高い技術が求められている。これらの技術を持った人材の確保は業界としても奈良県としても必要不可欠であり、近隣府県に流出するわけにはいかないと考える。この課題は奈良県の自動車小売業にとって重要である。また上記に加え正しい認識のカーボンニュートラルやSDGsの対応は自動車産業だけではなく、日本経済にとっても重要課題と言え、これに乗り遅れるわけにはいかない。

奈良県においては、隣接の京都・大阪との格差が広がる一方であり、その地域の地域別最低賃金と比較しても低位となっている。また、県外就業率も高く全国2位となっており、将来の奈良県内産業・経済の発展を見据えて、働き方改革と共に計画的な改善を行う必要がある。

使用者側の主張、とりわけ中小企業への影響の観点で、労務費の上昇が価格に転嫁できない事を理由に特定最低賃金の引上げに反対する主張がある。しかしながら、自動車関係の経営団体ではサプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の中で、「人手不足や最低賃金の引上げがあれば、その影響を加味し、十分議論した上で取引価格を決定する」最低賃金の引き上げに反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する等、最低賃金の引き上げを取引価格に反映す

ることを、経営者団体自ら明言しており、その実践が重要である。

特定最低賃金は、わが国唯一の企業の枠を超えた労働条件改善システムであり、「労使交渉の補完・代替え機能」を担っている。企業の枠を超えて、同じ産業で働く基幹的労働者の入り口の賃金となる特定最賃を決めることで、組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉という手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く労働者の賃金格差を是正することができる。

また、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指し、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法が改正・施行された。

特定最低賃金は、同一労働同一賃金推進法の付帯決議において、「欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、わが国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。」とされていることから、その役割がますます重要になっている。以上です。

### 【下山部会長】

はい。ありがとうございます。それでは、続きまして使用者側委員から説明をお願いします。

### 【上村委員】

失礼いたします。使用者側委員の代表といたしまして、私、上村から説明させていただきます。と思っています。

まず、「自動車小売」のおかれている状況につきまして、ご意見を申し上げたいと思います。

自動車小売は当然に奈良県内の企業・個人に対する販売ということで、その奈良県内の企業・個人の状況、そしてそれを支える産業の社会の状況というものが大きく影響してくるかと考えております。当然ながら、この新型コロナウイルスの影響の長期化によりまして、特に中小企業の経営は極めて深刻な影響を受けておりまして、一部巣ごもり需要で好調な業種もあるかと思いますが、特に「人の移動」に関する宿泊・飲食業・交通・運輸等々の関連業種において、極めて厳しい状況であります。

当然多くの中小企業においては、雇用調整助成金と各種給付金等によりまして、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んでいるところでございますが、十分に経済活動が戻らず厳しく抑制された状況下では回復は程遠く、我慢も限界という状況になっているところでございます。

このように企業が必死に対応に迫られる中で、雇用維持に向けた努力というのが、大変重要かと考えているところでございます。そのあたりのところは皆さん共同で考えることができるのではないのでしょうか。

特に特定最低賃金の決定においては、雇用維持が最大の課題ということが、地域別最低賃金と同様と考えておりますので、非常時におきましては、「通常の事業の支払能力」というところに重きをおいた判断が重要かと考えております。

その中で奈良県の状況におきましては、大きな柱であります製造業におきまして、鉱工業指数が88.3と指数100に対して、11.7ポイントも下がっております。

また、16月連続で90ポイント下回っているという厳しい状況をしっかりと捉える必要はあるのではないのでしょうか。

また、1本の大きな柱であります観光におきましても、皆様ご存知のとおりインバウンドを含む観光や関連するイベント等がゼロになった厳しい状況でございます。これらに付随する多くの企業で厳しい状況が続いていることを直視しなければならぬと考えております。

これらの県内または産業社会の状況におきまして、この自動車小売の取り巻く環境を考えました際には、日本の人口そのものが減少してきていること、若者の車離れや、高齢者の免許返納等の影響により、運転免許取得者数自体が減少する中で、自動車及び関連用品の需要の減少が起きております。

また自動車が売れたとしても軽自動車や小型車へのシフトによる販売単価の下落は、自動車販売の減少と相まって、経営に大変厳しい状況になっているところでございます。

このような、新型コロナウイルスの影響によりまして、営業または集客のイベント等が十分行えない中で、第6波が懸念される状況になってきております。

自動車は高額な商品でございます。コロナの影響によって、その購入先である企業や個人が大変傷んでおります。企業として自動車購入等は当然投資にあたるわけですが、当然この景気動向では投資は減少してまいります。

また個人の購買層も収入減や先行きの不安から購買の減少が起こってきております。環境は非常に厳しいところでございます。

更に、コロナの影響で、半導体を含む関連部品が十分に入手できない状況で生産が滞っているところでございます。需要自体が大幅に減少している上に、少ない貴重な需要に対しても、部品不足で自動車が生産されずに供給することができない、売ることができない、販売機会を失うなど、危機的な状況かと考えております。

この自動車小売の分野におきましては、新車・中古車・用品という性格が全く異なる3つの要素を含んでおります。

それとともに、まず、自動車販売は、自動車製造業とは異なっております。

自動車メーカーは国内だけでなく、円安を活用して海外への輸出や海外での生産等々色々な売上の方法はあるかと思いますが、自動車販売においては、この奈良の企業・住民が対象になってまいります。

先ほど申し上げましたように奈良県の経済指標は大変厳しいところでございまして、販売地として需要が旺盛な地域とは言えないのではないのでしょうか。

また、先ほど労側からもご指摘がありましたように、県外就業率は全国的に見て、非常に高くなっております。大阪・京都の大都市での就業に合わせて、県外での就業地で自動車購入に至る割合が非常に高いと伺っております。自動車の購入候補者自体が県外に流出している状況は、販売地として厳しい状況に拍車を掛けているのではないのでしょうか。

また、新車だけではなく中古車販売においては、小規模・零細企業が非常に多く、経営基盤が脆弱であります。

中古車の販売においては、新車が売れないと当然中古車に車が回らなくなる結果、売れなくなりますので、中古車販売も非常に厳しいところでございます。

更に、用品販売においては一般小売とほぼ変わらない業態でありながら、自動車小売の範疇に入っております。小売においては、インターネットでの販売に押され、実店舗でのおける販売は他の小売と同様に減少する中、厳しい状況におかれております。

こういった性格の全く異なる3つの業界・業種がこの中に入っていることを全体で共有する中で、この厳しい状況をしっかりと考えていただけたらと思っております。

特定最低賃金は、地域別最低賃金と区別する必要性は乏しいと、常々申し上げておりました。同じような職種・職能にかかわらず、業種によって、最低賃金が異なるという大きな問題を含んでおります。

そして、特定最低賃金がコロナ禍で厳しい状況におかれる中で引き上げられた際には、人件費負担の吸収が困難なことから、雇用の減少・縮小が起り得ると考えられるところでございます。

経営基盤が脆弱な中小企業にもこの特定最低賃金は、適用されるところでございます。業界を取り巻く環境をしっかりと理解して、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用の状況を鑑みて、今後の希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な審議が必要かと考えています。

続きまして、お手元の資料について、補足しながら説明させていただきたいと思っております。

1 ページ目が先ほど申し上げました奈良県の鉱工業指数の状況でございます。下の段を見ていただきますと全国は99.3、近畿は99.7に対して、奈良は88.3しかないというところで、先ほど申し上げましたように全国・近畿に比べて奈良県の厳しい状況というのはこの数字から現れているのではないかと思います。

つまり、自動車小売の購入先である多くの製造業の実態が、全国・近畿に比べて厳しいということでございます。下の表にもございますように、一時期を除いて、ずっと全国・近畿を下回っております。奈良県の産業構造が大変厳しい。これが分母となりまして、自動車小売にも影響してきていると我々は考えているところでございます。これは昨日、今日に起こったことではないということをご理解いただけたらと思っております。

ページをめくっていただきまして2ページの小売の状況というところですが、これは大きい意味での小売の減少が起こっているとご理解ください。百貨店・スーパーにおいても売り上げが減少するなど奈良県のおかれている状況が厳しいということでございます。

そして、3ページが自動車の販売台数に関する資料でございます。2019年から2021年7月までの数字をつけさせていただいております。そこにありますようにコロナ禍によりまして、2020年の当初からずっと需要が減り、自動車販売の減少がずっと続いておりました。直近は上昇ということもあったかと思っておりますが、こういった対前年比の数字を見るときには、直近のアップ率だけではなくて、1つ前の数字を見ることが大変重要かと考えております。例えば、5月を見ますと、48.8%も上がっていますが、車が売れているということではございません。2020年の5月を見ると48.6%も下がっているわけでありまして。48.6%下がると100から48.6を引くと51.2しか残っていない。半分になった状況でございます。それに対して48.8%も上がったとしても、51.2の48.8%ですから、76.1と結局は元に戻っていない。この厳しい状況をしっかりと考えないといけないのではないのでしょうか。今年に入ってずっとプラスが続いていますが、その同じ月を見ますと、大幅な減少になっております。

それだけではなくて7月になりますと、8.7も下がっている。去年の7月も7.2下がっている。下がっているところからさらに下がっている。大変厳しい状況だと考えるところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、自動車小売の関係するところでございます。

2019年と2020年を比べたところ11.1%も減少しています。大変な大きな落ち込みでございます。

そういったところで、この表で見ましたら少し統計の速報値と確定値が違うのかも知れませんが、6月、7月と前の年に下がったうえにさらに下がっているという形で販売が戻ってきていないとご理解いただけたらと思います。

そして5ページは、金融機関等々の県内企業への貸出残高でございます。令和2年の当初から貸出残高が上の表も下の表もドンと上がっております。企業が借入れをして企業経営を維持しているという状況でございます。このような状況で多くの企業が投資に類する自動車購入は大変難しい状況にあるのではないのでしょうか。借金も返さないといけない中で、事業経営をしていかないといけない、必要な投資はあるだろうけれども、十分に回るのでしょうか。そここのところをしっかりと理解をする必要があるのではないのでしょうか。

続きまして、6ページの賃金の総額の奈良の低さ、7ページも景気動向によると、企業の倒産件数が多くなってきているという状況でございます。

ページをめくっていただきまして8ページ、奈良県統計表から拾い出した数字でございます。自動車小売のところに線を引かしていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように4人以下、5人から9人の間という数字が大変大きくなっております。中古車販売、用品販売等で中小規模な事業所が大変多いということと考えております。

また、30人以上とか50人以上とかが多くなっておりますけど、これは主に新車ディーラーかと思いますが、これは企業単位ではなくて販売店とかの事業所単位で表されているだけで、20人辺りからの数字が大きくなっているのはそういったところかと考えます。

そういった中で5人から9人以下のところ、特に4人以下の小規模事業者が多い業界であるということをしかりと理解いただけたらと考えます。

そして9ページから11ページまで、これは南都経済研究所さんの出される月報において、下山先生が研究されて特集として取り上げられた記事を参考までに上げております。奈良県内における地域内取引と県外の漏出状況というところで、奈良県の商売のしにくさ、売上が県外に逃げているというようなことを端的にまとめてご提示いただいている文章かと考えております。

県外で売れて奈良県で登録する比率が大変高い。それが5%、10%じゃなくて20%以上あるようなことも聞きました。

つまり、県外で働き、そこで関係ができたところで自動車を買う。大阪・京都のディーラーから車を買う。そしてそれが奈良に登録される。本来でしたら、奈良に居住している方は奈良のディーラーさんで車を買っていただけるわけなのですが、それが外に消費として逃げている。そういったところが下山先生の論と符合するのではないかと考えております。奈良県は大都市に近いというメリット共に大きなデメリットを抱えて、特に自動車という高額な商品においては、そういった傾向が非常に高いという中で、奈良県の経営実態においては大変厳しい状況がずっと過去から続いているということになるかと考えております。

最後は1番後ろの12ページになります。このコロナ禍において半導体を中心とする自動車部品が十分調達できないことによって、自動車の生産自体ができない、つまり、車を売ることができない状況に入っている。そしてこれは直ぐにはなかなか解決できない状況であるという記事でございます。

先ほど申し上げましたようにコロナの影響で企業・個人が傷んでいる中で、なかなか販売がしにくい状況において、一部需要のあるところに対しても物を供給することができない。なかなか売れない中でも、買っていただけるお客さんに対しても商品を提供することができないため販売機会を失っている。このように業界の取り巻く環境というのは大変厳しい状況でございまして、これは簡単に改善することがないと考えております。

日本の人口が減る、若者の車離れもする、免許取る人が少なくなる。そういった中で車の需要は減ってくる。EV化とかいろいろな言葉があるかと思いますが、それはあくまでもリプレイスであって販売ゾーンに繋がる要素なのではないでしょうか。先ほどの南都経済研究所さんの中で、しばらく4万5000台の販売がありましたが4万台に減っておりました。これが4万5000台に戻って4万8000台、5万台と戻るのでしょうか。電気自動車になれば戻るのでしょうか。それがリプレイスだけであって総販売量を「増」に繋げることができるのか、それは大変厳しいという業界の状況ではないのでしょうか。

そういった人口の減少・高齢化その他諸々の中において、自動車の取り巻く状況、奈良県の状況をしっかりと踏まえていただいて審議をいただけたらと、エビデンスを持って説明させていただいたつもりでございまして、よろしくお願いたします。以上でございます。

#### 【下山部会長】

はい、労働者側、使用者側共に大変丁寧にご説明いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、まず皆様方からご意見伺いましたが、この場でお聴きしたいこと、ご質問とか確認しておきたいことがありましたらご発言いただけたらと思います。論点整理もしたいと思っておりますので、もしご質問等あれば先にいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

意見が噛み合っている部分と噛み合っていない部分というのがいくつかあったかと思われまので、噛み合える部分は噛み合わしておきたいと思っておりますし、噛み合わないなら噛み合わないままである程度お互いの立場を理解していただければと思っております。

1番気になったのは、使用者側からありました製造業とか、いわゆる他産業も含めて奈良県経済全体の現況について、やはりこのコロナ禍で厳しいということがありましたが、そこのところは共通認識でいいのかなという点です。

次に意見が対立したままでも構わないのですが、労働者側からは、自動車産業は持ち直し気味であるという趣旨のご意見があったかと思うのですが、使用者側からは持ち直し気味だけでもトータルで見ると持ち直しているとは言えないのではないかというご意見だったかと思いますが、そのような認識でよろしいですか。どちらも正しくて、なかなか難しい点ではあるのですが、これに関して、労働者側から追加で説明したいこと、あるいは主張されたいことがあればお伺いしておきたいと思っております。

#### 【労働者側委員】

次回という形でもよろしいでしょうか。

### 【下山部会長】

はい。

私としては、持ち直しと判断すること自体が別に悪いわけではないと思っていました、100に戻らなくても、持ち直しの途上であるという判断は可能と思いますので、そういった意見もあるということはお指摘しておこうと思います。

そのことについては、またご意見があれば伺いますが、労働者側で特に重要な点として、いわゆる高度人材の話があったかと思います。自動車の種類が増えて、あるいはサービスの種類も増えて、いろいろなもの提案しなければいけないといった高度な業務を行える人材に対応するような賃金を提供する必要性が増してきているというご説明だったかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

そのことに関して、使用者側は、高度人材というものが存在するという点に関して、ご意見だけで構いませんのでお伺いできたらと思います。

### 【使用者側 今村委員】

整備士と営業の高度人材について述べられたと思いますけども、仰る通りかと思えます。整備士は、自動車の販売にも関連して、大変必要な人材で、資格も必要でございますから、流出を防止する必要があるというご意見かと思えます。それが全部ではないということは、先程、主張させていただきましたが、そこだけに引っ張られて上げると下が今度は苦しくなるということをお意見させていただいたのであって、整備士、それから営業を確保するために賃金を上げる必要があるというご主張はある程度理解できます。

### 【下山部会長】

他の委員の方、よろしいですか。はい。

論点整理をさせていただきますと、奈良県の経済全体の厳しさは共有できるという点と、持ち直しに関しては立場が違うという点、高度人材の部分的な必要性は認めながらも全体については必ずしも使用者側が認めるものではないというのが、ある程度の論点であったのかと思います。共有できる点と共有できていない点というのが整理できたと思いますので、公益としては皆さんからいただいた意見を十分に参考にしながらまとめていきたいと思えます。質問等よろしいですか。

はい、それでは議題(6)の伊東会長からのご指示がありました、「関係労使からの意見聴取について」は、ここまでと致します。

会議次第では、ここから(7)の「最低賃金額の審議について」に入るところなのですが、確認しておきたいことがございます。

7月21日の開催されていましたが、運営小委員会の議論では第1回目の専門部会、本日は労使双方から各業界の意見を聞くことに重きを置き、金額審議を行わないということで審議を終えました。

この内容に従いますと、今日はこの段階で終わることになるのですが、ただ、次回以降の審議を考えて、金額を出しておいた方が、次回以降進めやすいということもありますので、労使双方が金額の提示を希望するというのであれば、金額審議に進めたいと思うのですが、ご意見ありますか。

休憩としますので、ご検討をお願いします。

(労使個々に打ち合わせ)

**【上林補佐】**

定数数の確認をさせていただきます。ただ今、2時59分現在、委員全員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規程による定足数は満たしておりますので、審議会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

**【下山部会長】**

はい、ありがとうございます。

本日は金額審議は行いませんが、金額提示だけはしていただいて次回以降の円滑な審議に結びつけたいと思っております。金額審議を行う場合は非公開とすることにしてはいますが、金額提示も現実的には金額審議の端緒でありますので、ここから「非公開」にしたいと思えます。

(以下非公開)